

随意契約理由書

本業務は、淀川右岸流域下水道 安威川左岸ポンプ場 沈砂池機械の補修工事を行うものです。

本設備は前澤工業株式会社が製作したものであり、当該機器はいわゆる汎用機器ではなく、製作会社固有の技術に基づいて設計・製作されたものであります。従って、本業務を履行する為には、同社が保有する独自の技術や、同社のみが有し他社では知り得ない技術（社外秘である設計製作基準や設計製作図等）が必要である為、他社では履行できないものであります。

また、同社は納入した設備の保守・点検整備等のアフターサービスを実施する技術情報を含め、株式会社前澤エンジニアリングサービスに一括して移管しております。

以上のことから、本業務を履行できるのは、株式会社前澤エンジニアリングサービス大阪営業所以外になく、地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号の規定により随意契約を締結するものです。

比較見積省略理由

大阪府財務規則第62条の規定に基づき複数の者から見積を徴取すべきであるが、本業務については、特定の者でなければ履行できない為、同規則の運用第62条関係第2項第1号により比較見積を省略するものです。